

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 27 日 (金) 第 705 号 の 11



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 別 表 土 木 部 の 表 1 の 2 の 項 第 1 号 の 規 則 で 定 め
る 国 道 の 維 持 及 び 修 繕 等 を 定 め る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (道 路 維 持 課 取 扱 い) 1

訓 令

○鹿 児 島 県 国 民 保 護 対 策 本 部 長 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程 (※) (危 機 管 理 課 取 扱 い) 2
○鹿 児 島 県 緊 急 対 処 事 態 対 策 本 部 長 訓 令 の 読 点 の 表 記 を 改 め る 規 程 (※)
(危 機 管 理 課 取 扱 い) 2

規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 別 表 土 木 部 の 表 1 の 2 の 項 第 1 号 の 規 則 で 定 め る 国 道
の 維 持 及 び 修 繕 等 を 定 め る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 29 号

鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 別 表 土 木 部 の 表 1 の 2 の 項 第 1 号 の 規 則 で 定 め る
国 道 の 維 持 及 び 修 繕 等 を 定 め る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 別 表 土 木 部 の 表 1 の 2 の 項 第 1 号 の 規 則 で 定 め る 国 道
の 維 持 及 び 修 繕 等 を 定 め る 規 則 (平 成 21 年 鹿 児 島 県 規 則 第 9 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 2 条 の 表 鹿 屋 市 の 項 中 「鹿 屋 吾 平 佐 多 線」 を 「高 須 新 城 線」 に 改 め、 同 表 阿 久 根 市 の 項 中

「阿 久 根 停 車 場 線

を

「阿 久 根 停 車 場 線

阿 久 根 東 郷 線 (国 道 3 号 と の 交 点 か ら 阿 久 根 市 鶴 川
内 字 丸 塚 6483 番 3 地 先 ま で の 区 間 に 限 る。)

に 改 め、 同 表 知 名 町 の 項 を 次 の よ

う に 改 め る。

| | | |
|-----|--|-----------------------------|
| 知名町 | 知名沖永良部空港線 (大島郡知名町大字知名字伊ン 当802番1地先から同町大字竿津字上キシ1499番3 地先までの区間に限る。) | 維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管 理 |
| | 下平川内城線 | |
| | 国頭知名線 (大島郡知名町大字新城字平座1327番2 地先から同町大字田皆字中当2350番1地先までの区 間に限る。) | 維持及び修繕のうち 除草 |

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県国民保護対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県国民保護対策本部長訓令の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県国民保護対策本部長
鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県国民保護対策本部長訓令の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に制定されている鹿児島県国民保護対策本部長訓令において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県緊急対処事態対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県緊急対処事態対策本部長訓令の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿児島県緊急対処事態対策本部長
鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県緊急対処事態対策本部長訓令の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に制定されている鹿児島県緊急対処事態対策本部長訓令において読点として表記する「,」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。